

鳥取県産材利用推進指針

平成30年3月改定

1 改定の趣旨

- 「鳥取県産材利用推進指針」（以下「県指針」という。）は、県民の皆様や林業・木材産業関係者、行政機関が連携して「鳥取県産材」の利用を進めていくための、県としての基本的な考え方や取組の方向を明らかにすることを目的に、平成20年8月に策定しました。
- その後、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、国が定める「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、「都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「都道府県方針」という。）を定めることとされたことから、平成23年9月に、この法律に基づく「都道府県方針」に位置付けました。
- 国は、平成29年6月16日に基本方針を変更し、新たに「CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を努めること」を定めました。

CLTは、鉄骨や鉄筋コンクリートなどに代わる新たな木質の建築材料として、中高層建築物の構造材などに使用できることから、この度基本方針を変更し、その活用を明確に位置付けたものです。

本県では、県産材を活用したCLTやLVL（単板積層材）など、新たな木質部材が加工・製造されていることから、基本方針の変更内容を踏まえ、この度県指針を一部改定し、無垢材に加えCLTやLVLなどの新たな木質部材の使用に努めることとしました。

2 鳥取県産材を利用する意義

鳥取県産材の利用には、主に次の3点で意義が期待されます。

①環境にやさしい行動です。

- 木材を製材する際に消費するエネルギー量は、鉄の40分の1、アルミニウムの70分の1と格段に少ない消費量です。
- 木材の生産地から消費地までの距離が短いほど、輸送過程で排出される二酸化炭素の排出量が少なくなります。県内で鳥取県産材を使えば、二酸化炭素の削減につながり、地球温暖化防止にも貢献できることとなります。

②地域の森林が守られます。

- 鳥取県産材を使うことにより、「植える」→「育てる」→「収穫する」→「使う」→「植える」という森林資源の循環利用が可能となります。この結果、間伐などの森林整備が進み、地域の森林を守ることにつながります。

③地域産業の活性化に貢献します。

- 鳥取県産材を使うことは、地場の林業や木材産業、住宅関連産業等の地域産業の活性化にも大きく貢献することにもなります。

3 鳥取県産材の利用に向けた取組

鳥取県産材の利用を推進するために、県では次の取組を行います。

(1) 公共建築物及び公共工事への利用を推進します

県が整備する公共建築物は、原則、鳥取県産材を使用した木造化とするとともに、公共土木工事では鳥取県産材を使用した木材利用を進めます。

なお、県産材の使用に当たっては、CLT（直交集成板）やLVL（単板積層材）などの新たな木質部材の使用に努めます。

①県が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

○県が整備する公共建築物は、原則として「木造化」とします。ただし、法的規制（例：防火地域）や用途（例：研究施設）等によっては、工法やコスト面から木造化は困難と判断する場合があります。なお、実施に当たっては、「公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム」によってすすめます。

＜公共建築のための鳥取県産材活用推進プログラム＞

- 施設整備において使用する木材は原則として全て県産材とします。
- 建物は主要構造部を木造とすることを基本とします。
- 建物の内外装材、家具等に積極的に県産材を使用し、県産材の特性や魅力を発信します。

○県が整備する公共建築物は木造化できない場合にあっても、床や壁など原則として「内装等の木質化」に努めます。

②県が行う公共土木工事における木材利用の推進

○県が発注する建設工事のうち、転落防止柵や枠工などは木材利用を進めるとともに、原則鳥取県産材を使います。なお、実施に当たっては「県産木材率先活用行動プログラム」などによってすすめます。

＜県産木材率先活用行動プログラム＞

- 施設の機能と木材の特性に配慮した県産材、木材工法の率先活用の推進
 - ・転落防止柵等への積極活用
 - ・河川の特성에 応じた木製在来工法による川づくり
 - ・治山・砂防での創意工夫による間伐材の積極的な活用
- 各年度の活用計画の作成と情報提供及び県産材使用実績の検証
 - ※農林水産部においても、「県産木材率先活用行動プログラム」に準じた県産材使用指針を策定

③市町村等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事における木材利用の推進

○市町村における鳥取県産材利用の取り組みを推進するため、市町村施設の建設や公共土木工事に当たっては鳥取県産材の利用の協力を求めるとともに、鳥取県産材の利用に対して必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行います。また、県が市町村や企業へ補助金を交付する場合は、鳥取県産材の利用の協力を求めます。

○市町村や国の地方機関と相互に連携して、鳥取県産材の利用を積極的にすすめていきます。

④公共建築物の整備に向けた木材の供給体制の確立

- 公共建築物の建築に用いる鳥取県産材の円滑な供給を図るため、木材加工事業者等が取り組む加工体制の強化や新製品開発、販路開拓などへの支援等により、需要者のニーズに応じた品質の確かな県産材の安定供給をすすめます。

(2) 民間施設への利用を推進します

- 戸建て住宅の木造化を推進するために、鳥取県産材を使った新築又は改修に対して支援を行います。
- 住宅以外の民間の建築物（保育所、老人ホームや病院など）の木造化を積極的に推進するとともに、鳥取県産材の利用に対して支援を行います。
- 消費者のライフスタイルが多様化する中で、鳥取県産材を使った新たな家具等の開発、鳥取県産材を使った製品の品質向上や新たな用途に対する開発を支援するとともに、県林業試験場において森林・林業・木材産業分野の研究・技術等の拠点として情報発信や技術相談をサポートします。
- 県民の皆さんに鳥取県産材を使った建築物を紹介するとともに、関係団体と一緒に鳥取県産材の良さを積極的に紹介していきます。また、全国的規模のイベントを契機に、木製品等の良さを実感していただき、家庭、企業での木製品使用につなげていきます。

(3) 民間事業者と連携した鳥取県産材利用の取組を推進します

鳥取県産材の一層の利用促進に向けて、県産材の利用に当たっての問題点や課題を分析し、効果的な対策を検討するため、平成28年7月に、木材の供給から需要に係る民間事業者と県が連携して「木づかいの国とっとりを実現する会」を設立しました。

供給側と需要側、及び官と民の相互連携を強化しつつ、各々の立場や役割を尊重しながら、鳥取県産材の利用が進む環境づくりを目指します。

○構成員

鳥取県森林組合連合会、鳥取県木材協同組合連合会、(一社)鳥取県建築士事務所協会
(一社)鳥取県建設業協会、(一社)鳥取県木造住宅推進協議会、鳥取県産材活用協議会
鳥取県（農林水産部森林・林業振興局、生活環境部くらしの安心局）

○主な取組内容

- ・市町村や公益法人などへの、県産材利用の要請活動
- ・鳥取県産材製品カタログの作成・PR
- ・県産無垢材やLVLを活用した中規模木造建築物の構造設計マニュアルの作成・普及
- ・主な検討項目
 - ①ユーザーの県産材製品の円滑な調達を可能とするための県産材安定供給システムの構築
 - ②関係者が連携した県産材の効果的なPR方法